

年 月 日

千葉県知事（氏 名）様

所在地（住所）
学校法人名
理事長氏名

所在地（住所）
学校法人名
理事長氏名

学校法人合併認可申請書

このたび、学校法人〇〇〇と学校法人〇〇〇を合併したいので、私立学校法第52条第2項（※）の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

（添付書類）

- 1 合併の理由書
- 2 法令及び合併前の各学校法人の寄附行為所定の手続を経たことを証する書類
- 3 私立学校法第55条（合併によって新たに学校法人を設立する）の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書類
- 4 合併契約書
- 5 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の寄附行為
- 6 合併前の各学校法人の寄附行為
- 7 合併前の各学校法人の財産目録
- 8 合併前の各学校法人の貸借対照表
- 9 合併前の各学校法人の設置する私立学校の位置及び校地の状況を明らかにする図面並びに校舎その他建物の配置図及び平面図
- 10 合併前の各学校法人の不動産の権利の帰属を証明する書類及び不動産以外の重要な財産の権利の帰属についての銀行等の証明書類
- 11 合併前の各学校法人の不動産その他の主なる財産については、その評価をする十分な資格を有する者の作成した価格評価書
- 12 合併後2ヶ年の事業計画書（添付様式12）及びこれに伴う収支予算書（添付様式20）
- 13 役員の就任承諾書（写）（添付様式9）、履歴書（写真をはり付けたものに限る）及び役員が欠格事由に該当しない誓約書（添付様式18）
- 14 役員のうち各役員について親族、その他特殊の関係にある者が1人を超えて含まれていないことを証する書類（添付様式17）
- 15 監事が当該学校法人の理事、職員（学校の教職員を含む）及び評議員を兼ねていない旨の誓約書（添付様式19）
- 16 合併後存続する学校法人又は合併によって設立する学校法人の設置する私立学校の学則

〔留意事項〕

- 1 提出時期 2以上の学校法人が合併しようとするとき。
- 2 提出部数 正副各1部（計2部）
ただし、副本には添付書類第1項～第5項の書類を添付すればよい。
- 3 その他
 - (1) 根拠条文（※）は、専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人の場合は「私立学校法第64条において準用する同法第52条第2項」とすること。
 - (2) 合併によって新たに学校法人を設立する場合の合併の事務は合併前の各法人から選任された者が共同して行うこと。
 - (3) 合併後当事者の一方である学校法人が存続する場合にあっては合併の当事者である学校法人の双方が共同して行うこと。
 - (4) 添付書類のうち、第2項「寄附行為所定の手続を経たことを証する書類」は理事会及び評議委員会決議録謄本等であること。
 - (5) 添付書類のうち、第10項「不動産の権利の帰属を証明する書類」については、自己所有の場合は登記事項証明書、借用の場合は賃貸借（又は使用貸借）契約書（写）（原則として公正証書）及び登記事項証明書